

包装用袋事件：知財高裁平成 18(行ケ)10058 平成 18 年 6 月 28 日二部判決  
<棄却>

〔キーワード〕

意匠の類似，基本的構成態様，具体的構成態様，創作性

〔事 実〕

1．原告Xは，平成15年11月11日，意匠に係る物品を「包装用袋」とし，その形態を別添審決写しの別紙第1のとおりとする意匠（以下「本願意匠」という。）につき意匠登録出願（意願2003-37060号）をしたが，平成17年3月2日，特許庁から拒絶査定を受けたので，平成17年4月8日，これに対する不服の審判請求をした。しかし，特許庁は，平成17年12月20日「本件審判の請求は，成り立たない」との審決をし，その審決謄本は平成18年1月16日原告に送達された。

2．審決の理由の要点は，本願意匠は，その出願前に頒布された公開特許公報（特開2003-104394号。甲1，乙1。）の図1に記載された意匠（その形態は別添審決写しの別紙第2のとおり。以下「引用意匠」という。）と，意匠に係る物品が一致し，形態においても類似するから，意匠法3条1項3号に該当するとしたものである。

審決は，本願意匠と引用意匠とを対比し，その共通点と差異点を次のとおり認定した。

共通点

意匠に係る物品が共に包装用袋であるほか，両意匠は，上方にチャック付の開口部を設け，四方をシールし，上端シール部とチャック部と（の）間に，それらと略平行状に引き裂き線を形成した，全体が略長方形の包装用袋であって，引き裂き線は，略中央部に上方への小さな突起部を形成し，起点部に切り欠き状の切れ込みを設けた構成態様とした点において，共通する。

差異点

（ア）全体の略長方形について，本願意匠は縦長としたのに対し，引用意匠は横長としている点。

（イ）引き裂き線として，本願意匠はミシン目を配したのに対して，引用意匠は切り溝を配している点。

（ウ）引き裂き線の略中央の突起部形状について，本願意匠は直線構成による頂部の尖った三角形状としたのに対して，引用意匠は曲線構成によるなだらかな山形形状としている点。

（エ）その突起部の形成位置について，本願意匠は表裏とも中央の同じ位置に

形成したのに対し、引用意匠は略中央とするものの、表裏で形成位置を相互にずらして形成している点。

〔判 断〕

1 請求原因(1)（特許庁における手続の経緯，同(2)（審決の内容）の各事実）は、当事者間に争いが無い。

2 取消事由1（共通点・差異点の認定の誤り，差異点の看過）について

(1) 原告は、審決が、本願意匠と引用意匠の共通点として「引き裂き線は、略中央部に上方への小さな突起部を形成し」ていると認定したのは誤りである旨主張し、その理由として、引用意匠における突起部の横幅全体に占める割合は、 $1/5$ 程度と大きく、中心からずれていることは容易に視認でき、明らかに中央部からずれた位置にある以上「略中央部」とは認定できず、また、引用意匠において、引き裂き線全体に占める突起部の大きさ、割合（ $1/5$ 程度）は、決して「小さな」とは認定できない、と主張する。

しかし、引用意匠の形態をみても、その突起部は、袋の横幅全体に占める割合が $1/5$ 程度であり、表裏で形成位置を相互にずらして形成されているとはいえるものの、その形成位置が袋の右端側、左端側に大きく偏心しているということではなく、表裏の突起部の一部は引き裂き線のほぼ中心で重なっているものであって、引き裂き線全体と対照してみても、表裏の突起部は、いずれも、その略中央部に形成されているとあって妨げない位置にあるというべきである。さらに、引用意匠において、引き裂き線全体に占める突起部の大きさ・割合が $1/5$ 程度であることをもって「小さな」と認定することについても、引用意匠の突起部を本願意匠のそれと比較すれば、大きさ・割合として若干大きいとしても、 $1/5$ という割合それ自体をみれば、同様の「小さな」という範疇に入ると認定することも一概に誤りであるとまでいうことはできない。

(2) また、原告は、密封用チャックの位置、ミシン目（切断誘導切り溝）の位置も、包装用袋の縦方向寸法とそれらの配置位置との配置バランスが、引用意匠と本願意匠とで明らかに異なると主張する。しかし、袋を横断するように配置されている密封用チャックの位置やミシン目（切断誘導切り溝）の位置が、袋の上下方向中央部よりもかなり上部の位置にあるのか、やや上の位置にあるのかといった事項は、全体の略長方形について、本願意匠は縦長としたのに対し、引用意匠は横長としている点に必然的に包含される事項であると解することができ、審決は、かかる点を差異点(ア)として正しく認定しているものであるから、この点をもって審決が差異点を看過したとすることはできない。

(3) さらに原告は、看者は包装用袋としてごくありふれた形態ではなく、ありふれた形態とはいえない部分である切断誘導切り溝、ミシン目に目をひかれ、

結果として差異点 ①～③を明白に観察することになると主張する。

しかし、後記のとおり、たとえごくありふれた形態であったとしても、審決が認定した本願意匠と引用意匠の共通点は、包装用袋において、面積的に大きな部分を占めており、看者の注意をひく部分であると認められるのであるから、看者が包装用袋としてありふれた形態には目をひかれないという前提それ自体にまず無理がある。

また、差異点 ④について、原告は、引用意匠の膨出部 3 a, 4 a の横幅は、袋の横幅の  $1/4.5 \sim 1/5$  であるのに対し、本願意匠の三角突起部 3 0 a, 4 0 a の横幅は、袋の横幅の  $1/10 \sim 1/11$  程度であり、また引用意匠の膨出部 3 a, 4 a の高さ（嵩）は、袋の縦幅の  $1/13 \sim 1/16$  程度であるのに対し、本願意匠の三角突起部 3 0 a, 3 0 b の高さ（嵩）は、袋の縦幅の  $1/33 \sim 1/35$  程度である、と主張する。しかし、引用意匠の突起部と本願意匠の突起部の横幅、高さについてこうした差があることを前提としても、これらは、後記のとおり、微差というべきであるし、そもそも、それぞれの割合の数値それ自体をみれば、両者ともに同じ「小さな」という範疇に入ると認定することも一概に誤りとまでいうことはできない。さらに原告は、両意匠の引き裂き線の構成態様につき、差異点 ⑤、⑥を認定すべきであると主張する。そこで、本願意匠と引用意匠におけるそれぞれの引き裂き線の構成態様について見るに、両者は、その線種、上方への突起部の大きさや形、上方への突起部を形成した位置に関し、前記差異点(イ)ないし(エ)のとおり「(イ) 引き裂き線として、本願意匠はミシン目を配したのに対して、引用意匠は切り溝を配している点、(ウ) 引き裂き線の略中央の突起部形状について、本願意匠は直線構成による頂部の尖った三角形状としたのに対して、引用意匠は曲線構成によるなだらかな山形形状としている点、(エ) その突起部の形成位置について、本願意匠は表裏とも中央の同じ位置に形成したのに対し、引用意匠は略中央とするものの、表裏で形成位置を相互にずらして形成している点」において差異があると認められる（当事者間に争いが無い。しかし、原告主張の差異点 ⑤、⑥は、実質的に見れば、審決が認定した前記差異点(ウ)、(エ)と変わるところはない（差異点(エ)につき、引用意匠の突起部の位置が略中央と認められることは、前記で説示したとおりである）というべきである。

以上によれば、審決に差異点認定の誤り・差異点の看過がある、ということとはできない。

(4) 以上によれば、原告主張の取消事由 1（共通点・差異点の認定の誤り、差異点の看過）は理由がない。

### 3 取消事由 2（類否判断の誤り）について

(1) 共通点の評価の誤りにつき原告は、審決が共通点として認定するような

「上方にチャック付の開口部を設け，四方をシールし，上端シール部とチャック部との間に，それらと略平行状に引き裂き線を形成」し，全体を略長方形とした態様は，いずれも包装用袋としてごくありふれた形態であるから，看者をして視覚上格別な印象を与えることがなく，希薄な美感あるいは印象しか与えず，意匠としての要部たりえず，意匠類否の判断上において大きな意味を持たないと主張する。

しかし，意匠の類否の判断とは，対象とする意匠，すなわち物品の外観の全体にわたって，その形態を肉眼によって観察する全体的，視覚的な類否の判断であるから，当該物品の外観を形成し，肉眼によって視覚的に観察される形態である限り，類否判断の要素となり得るものと解すべきであって，このことは，その形態が，当該物品と同種の物品が一般的普遍的に備えている周知の形態であるとしても，何ら異なるところはないというべきである。

しかるに，審決が上記第3の1(2)のイ 共通点 欄記載のとおり正当に認定した共通点は，包装用袋において，面積的に大きな部分を占めており，看者の注意をひく部分であるから，それらの形態が共通していることは，本願意匠と引用意匠が類似するかどうかの判断に当たって重視すべきものである。もっとも，その他の部分の具体的態様において，特徴的な差異点がある場合などは，類似しないとの判断に至る場合もあるが，本件において，本願意匠と引用意匠の具体的態様における差異点は，次の(2)（差異点の評価の誤りにつき）で判示するとおり，いずれも微弱なものであって，本願意匠と引用意匠が類似するとの審決の判断を左右するものではない。

## (2) 差異点の評価の誤りにつき

### ア 差異点(ア)（全体の略長方形）

審決は，本願意匠と引用意匠の差異点(ア)に関し「全体の略長方形についての相違点（判決注，差異点のこと）(ア)は，縦長のものも横長のものも，共に極めて普通であり，また，…従来より様々な深さの袋が存在しており，収納部の深さに特徴があるとはいえず，いずれの態様も看者に格別特異な印象を与えるものではなく，共通する美感を変更するほどではない（2頁21行～26行）としているところ，原告は，差異点(ア)については，その美感は決して共通するとは言えず，相違することが明らかであると主張する。

しかし，本願意匠と引用意匠を対比すれば，全体の略長方形についての差異点(ア)は，両意匠に係る物品である包装用袋の容量等の変更に合わせて普通に変更される範囲のものであって，直ちに意匠法上の評価につながるものではないと解される上，包装用袋において，縦長で，寸法比率が本願意匠と同程度のもものは，本願意匠の出願前に知られていて（公開特許公報で昭和57年6月16日に公開された昭57-96952号第1図の包装用袋体の意匠〔乙2〕，

公開実用新案公報で平成元年6月12日に公開された平1-88842号第3図の易開封性包装袋の意匠〔乙3〕、公開実用新案公報で平成元年11月28日に公開された平1-168446号第1図のレトルト食品用再開自在包装袋の意匠〔乙4〕、公開実用新案公報で平成4年8月5日に公開された実開平4-89760号図16の包装袋の意匠〔乙5〕、公開特許公報で平成11年6月15日に公開された特開平11-157553号図1、図3のチャック付き袋の意匠〔乙6〕、特徴的な態様ということもできないから、全体の略長方形についての差異点(ア)は、意匠全体を見た場合、微弱なものというほかない(なお、密封用チャックの位置、ミシン目(切断誘導切り溝)の位置についても、上記のとおり、これらは差異点(ア)に必然的に包含される事項であると解される以上、その評価についても、差異点(ア)の評価について説示した上記判断が同様に当てはまる。)

#### イ 差異点(イ)(引き裂き線)

審決は、本願意匠と引用意匠の差異点(イ)に関し「引用意匠として示、された図1に表されているのは切り溝であるが、...その意図するところは切り溝だけとは限らず本願意匠と同様のミシン目も想定されており、さらに、ミシン目による引き裂き線も切り溝によるものも、視覚的には細い線のように見えるものであるから、視覚効果上さほどの相違はなく、かつ、いずれの態様もありふれたもので、格別特徴とすることもできず、共通する美感を変更するものではない。」(2頁27行~37行)としているところ、原告は、本願意匠のミシン目と引用意匠の切断誘導切り溝とは、ミシン目か線(三重のもの)かという点において、視覚上、ハッキリとした大きな差が認められ、美感が明らかに異なる、と主張する。

しかし、引き裂き線の線種が、ミシン目であったにせよ三重の線であったにせよ、視覚上においては細い線のように見えることに変わりはなく、また、包装用袋につき、本願意匠のように、引き裂き線がミシン目であるものは、本願意匠の出願前に知られていた(公開特許公報で昭和57年6月16日に公開された昭57-96952号第1図の包装用袋体の意匠〔乙2〕、公開特許公報で昭和56年9月28日に公開された昭56-123256号第3図の袋状容器の意匠〔乙7〕、公開実用新案公報で昭和63年10月14日に公開された昭63-156950号第1図の易開封性ファスナー付袋の意匠〔乙8〕、公開実用新案公報で昭和63年7月18日に公開された昭63-111439号第3図の咬合具付の袋体の意匠〔乙9〕、公開特許公報で平成7年8月22日に公開された特開平7-223653号図1の包装用袋体の意匠〔乙10〕参照)ものであるから、本願意匠の上記態様は、特徴的な態様とはいえない(原告は、乙2、7~10のミシン目はすべて単純な一直線のミシン

目であるところ、本願意匠のミシン目はその中央部に突起部を有するものであることを指摘するが、乙2、7～10のミシン目に小さな突起部がないからといって、引き裂き線がミシン目であるものが特徴的な態様とはいえないとする上記判断を左右するものではない。)さらに、ミシン目か線かといった引き裂き線の線種は、包装用袋全体からみると、包装用袋の骨格をなす部分ではなく、意匠の細部にわたる態様というべきものである。

以上に照らせば、意匠の細部にわたる態様に関する差異点(イ)は、意匠全体を見た場合、微弱なものというほかない。

ウ 差異点(ウ) (引き裂き線の突起部形状)

審決は、本願意匠と引用意匠の差異点(ウ)に関し「その部位だけを抽出して着目すればともかく、袋全体で対比すれば、引き裂き線の一部を占めるに過ぎない突起部にあつて、直線的構成か曲線的構成かという線質に係るわずかな相違に過ぎず、共通する美感を変更するものではない。」(2頁後1行～3頁3行)としているところ、原告は、引用意匠の突起部は、なだらかな山形形状であつて、その形状のどこにも尖鋭性が全く見られないデザインであり、この点において、本願意匠の三角突起部とは、デザイン上において雲泥の差がある、と主張する。

確かに、引用意匠の突起部形状は、曲線構成によるなだらかな山形形状である点で、直線構成による頂部の尖った三角形形状である本願意匠の突起部と差異がある。しかし、両者ともに、視覚上においては二等辺三角形形状の山形状を呈していると見えるものであり、また、包装用袋につき、本願意匠のように、引き裂き線の略中央部に突起部を設けたものは、本願意匠の出願前に知られていた(公開特許公報で平成12年8月22日に公開された特開2000-229649号図6、図7のファスナー付き包装体の意匠〔乙11〕参照)ものであり、引き裂き線における頂角状の模様も、本願意匠の出願前に知られていた(公開実用新案公報で平成元年11月1日に公開された平1-158443号第7図の包装用袋の意匠〔乙12〕参照)ものであるから、本願意匠のように、引き裂き線の略中央部に、直線構成による頂部の尖った三角形形状の突起部を設けることも、特徴的な態様とはいえない(この点、原告は、乙11に示す引き裂き線の屈曲部は、袋の横幅全体に対する比率からみると決して小さいとは言えず、その形状も半円状であり、また、乙12に示された尖った頂角状の模様も、その形、全体に占める大きさ、比率、頂角の角度、数等、どれもが本願意匠に示される三角突起部とは著しく異なる、と指摘する。しかし、原告が指摘するような点を考慮したとしても、なお、乙11、12は、上記に参照した意味で、本願意匠と関連性を有するというべきであり、引き裂き線の略中央部に、直線構成による頂部の尖った三角形形状の突起部を設けることが、特徴的な態様

とはいえないという上記判断を左右するものではない。)

さらに、本願意匠の突起部は、包装用袋の上方の略中央部に位置することを勘案しても、包装用袋全体からみると、引き裂き線の一部を占めるに過ぎない部分的なものであり、包装用袋の骨格をなす部分ではなく、意匠の細部にわたる態様というべきであることも、説示したとおりである。

以上に照らせば、このような意匠の細部にわたる態様につき上記のような程度の若干の差異があったとしても、意匠全体をみた場合、差異点(ウ)の意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱であるというほかない。

#### エ 差異点(エ) (突起部の形成位置)

審決は、本願意匠と引用意匠の差異点(エ)について「両意匠の形成位置とも略中央部であり、また、通常、看者は袋の表裏を同時には視認できないもので、引用意匠にも本願意匠にも透明袋との記述がないから、両意匠のような未開封の状態、突起部が表裏でずらされた位置に形成されたものであるのか、あるいは、表裏とも同位置に形成されたものであるのかは、普通に見ただけでは分からないから、この程度の位置の相違は、共通する美感を変更するものではない(3頁4行~10行)としているところ、原告は、差異点(エ)については、引用意匠の突起部は、左右に明確にずれた位置に偏心して形成され、バランス的にも明らかに中央位置からずれており、シンメトリーを形成していないから、視覚を通じた看者への美的印象は大きく異なるものとなる、と主張する。

そこで検討すると、本願意匠と引用意匠を、その突起部の形成位置の点について対比すると、本願意匠は表裏とも中央の同じ位置に形成されているのに対し、引用意匠は、表裏で形成位置を相互にずらして形成されている点において差異がある。しかし、前記2(1)に説示したとおり、引用意匠の突起部は、その形成位置が袋の右端側、左端側に大きく偏心しているということはなく、表裏の突起部の一部は引き裂き線のほぼ中心で重なっているものであって、引き裂き線全体と対照してみても、表裏の突起部は、その中心から等しく左右に変位しているが、その変位の程度は僅かであり、いずれも引き裂き線の略中央部に形成されていると見て妨げない位置にある。したがって、看者が包装用袋の表裏を同時に視認できるものではないことも併せ考慮すると、両者の突起部の形成位置についての差異を大きいものと評価することはできない。

さらに、本願意匠のように、突起部が表裏とも中央の同じ位置に形成された態様のものは、本願意匠の出願前に知られており(公開特許公報で平成5年8月24日に公開された特開平5-213348号第1図~第5図のタブ付きパッケージの意匠〔乙14〕参照)、また、引用意匠のように、突起部が表裏で形成位置を相互にずらして形成された態様のものも、本願意匠の出願前に知られていた(公開実用新案公報で平成元年11月16日に公開された平1-16

4144号第2図，第3図の包装用袋の意匠〔乙13〕，公開特許公報で平成14年6月26日に公開された特開2002-179092号図1～図6の咬合具付袋体の意匠〔乙15〕，公開実用新案公報で平成5年2月2日に公開された実開平5-7643号図3，図4の簡易開放型袋の意匠〔乙16〕)のであるから，このような差異は，特徴的な態様の差異とはいえない。この点，原告は，乙13～16に示される図形に表される突起部は，いずれも袋上縁そのものの形状であって，袋上縁から離れた位置にある引き裂き線の線模様を示すものではないと指摘する。しかし，原告が指摘するような点を考慮したとしても，なお，乙13～16は，上記説示のとおり，本願意匠，引用意匠と関連性を有するというべきであり，包装用袋の意匠において，突起部が表裏とも中央の同じ位置に形成された態様のものと，突起部が表裏で形成位置を相互にずらして形成された態様のものとの差異が，特徴的な態様の差異とはいえないという上記判断を左右するものではない。

さらに，本願意匠の突起部は，包装用袋の上方の略中央部に位置することを勘案しても，包装用袋全体からみると，引き裂き線の一部を占めるに過ぎない部分的なものであって，包装用袋の骨格をなす部分ではなく，意匠の細部にわたる態様というべきであることも，上記説示のとおりである。

これらを総合すれば，上記のような程度の若干の差異（差異点(工)）があったとしても，意匠全体を見れば，差異点(工)が意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱であるというほかない。

オ なお，原告が主張する差異点 については，前記2(3)に述べたとおり，両意匠の突起部の横幅，高さにつき，両者ともに同じ「小さな」という範疇に入ると認定することも一概に誤りとまでいえないものであるが，これを差異点として捉えて評価を加えたとしても，下記のとおり，これらは微差に過ぎないというべきであり，意匠の類否に与える影響は極めて微弱なものである。

すなわち，確かに，本願意匠の突起部は，その横幅と袋の横幅との割合，及び，その高さや袋の縦幅との割合が，引用意匠の膨出部のそれと比較して，若干小さいという差異はある。しかし，包装用袋につき，本願意匠のように，引き裂き線の略中央部に突起部を設けたものは，本願意匠の出願前に知られていた（公開特許公報で平成12年8月22日に公開された特開2000-229649号図6，図7のファスナー付き包装体の意匠〔乙11〕参照）ものであり，本願意匠のみの特徴といえるものではないし，さらに，本願意匠の突起部は，包装用袋の上方の略中央部に位置することを勘案しても，包装用袋全体からみると，引き裂き線の一部を占めるに過ぎない部分的なものであり，包装用袋の骨格をなす部分ではなく，意匠の細部にわたる態様というべきものである。これらに照らせば，上記のような程度の若干の差異があったとしても，意匠の



類否判断に及ぼす影響は極めて微弱であり、本願意匠と引用意匠が類似すると  
の審決の判断を左右するものではない。

(3) 原告は、需要者が常時繰り返し手にしてその形状に接する種類の物品であ  
るという保存用袋の使用態様等を考慮すると、切り裂き線及びチャックこそが  
保存用袋の要部ということができ、要部に係る具体的構成態様の差異は、基本  
的構成態様の共通点を凌駕している、と主張する。

しかし、包装用袋の取引者、需要者が、袋の基本的構成態様ではなく、切  
り裂き線及びチャック部の方により注目すると認めるに足りる証拠はないし、  
単に保存用袋を購入、使用する際に手にとったりチャックを開閉したりする  
からといって、看者が袋の基本的構成態様を視認することが行われないこと  
にはならない以上、原告主張のように切り裂き線及びチャック部が要部とな  
るとするのは困難というべきである。

#### (4) 小括

以上のとおり、原告が主張する本願意匠と引用意匠の差異点は、いずれも微  
弱なものであって、本願意匠と引用意匠が類似すると審決の判断を左右する  
ものではない。また、他に、本願意匠と引用意匠の差異点で、本願意匠  
と引用意匠の基本的構成態様及び具体的態様における上記認定の共通点をし  
のぐようなものはなく、本願意匠と引用意匠が類似すると審決の判断が左右さ  
れることはない。

以上によれば、原告主張の取消事由 2（類否判断の誤り）は理由がない。

#### 4 結語

よって、原告主張の取消事由 1 及び 2 は理由がなく、審決には違法はないか  
ら、原告の本訴請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

#### 〔論 説〕

1．本願意匠と引用意匠（特開 2003-104394 号の図 1）とを対比して直感する  
ことは、当業者の視覚より低いレベルにある需要者の視覚から見ても、惹起す  
る美感は別異だから、類似するものではないことになる。

しかも、本願意匠に係る袋は、一度開封すると、開封した状態が続く形態で  
あるのに対し、引用意匠は一度開封しても、密封しておくチャックが加えて設  
けられている形態から成ることが一見して明らかである。

ということは、本願意匠に係る形態の場合は、切込口とこれにつづくミシン  
目線の 1 本の開封構成であるから、きわめて単純な態様ではあるが、その中心  
位置には上向きの山高部が形成しているところに特徴があるのに対し、引用意  
匠に係る形態にあっては、前記のとおり上下二段の異目的の構成と成るから、  
きわめて複雑な態様であり、しかも切断線は表裏では別異の山高態様で構成さ

れていることに特徴がある。そして、引用意匠の形態の特徴は、その公開特許公報の他の多くの実施例図面を見るとますます明らかとなる。

したがって、いわゆる美感説や混同説の立場から意匠の類否判断をすれば、非類似と判断することが妥当となる。

すると、判決は創作説の立場で判断しているのかといえ、この立場をとる私ですら、非類似と判断するから、おかしい。

2．本事案に対し審決も判決も、意匠法3条1項3号の趣旨のみならず、3条2項の趣旨である出願意匠に対する創作力の考え方をもはるかに超えた考えで、意匠の類否判断しているようであるから、いずれも誤審であると私は言いたい。

3．判決が、「取消事由2」において判示している前記アンダーライン部分は、審査系の出願意匠に対する類否判断の手法を示しているのであり、その限りにおいては妥当である。しかし、具体的な本件事案に当たっての判断はあまりにも飛躍しており、意匠は創作であるとはいえ、判決の理由説明は誤解に基づいてしているふしがある。

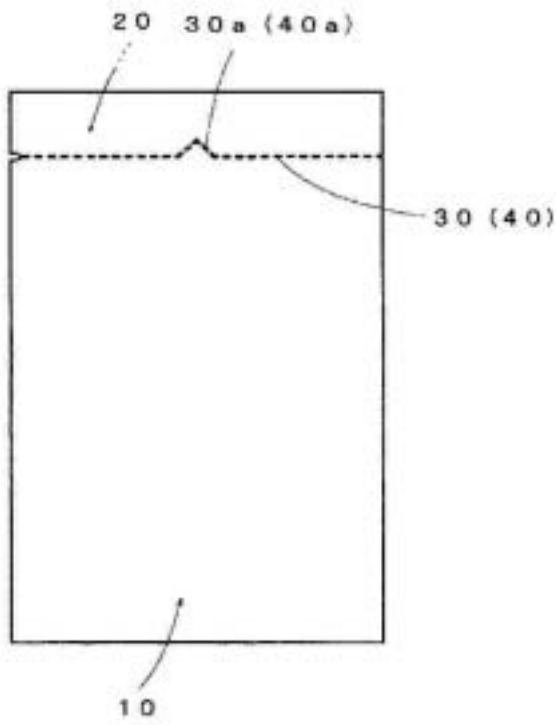
他方、意匠権侵害となると意匠の類否判断の手法は変わってくることを、われわれは承知していなければならない。

意匠の類否判断の難しさは、感性が支配する右脳とそこから移行する理性が支配する左脳との両方にまたがる手法がとられるところにある。この点については、私の著書や最近の論文（改正意匠法に対する批判）などを読んで下さい。

なお、この判決を読んで陪席判事に森義之さんの名前があった。同判事は、東京地裁民47部の裁判長のあと、最高裁調査官に就任されていたが、最近、再び現場に戻られたことになる。

〔牛木 理一〕

【本願意匠】



【引用意匠】

